

令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる 調査検討及び実証実験業務委託 プロポーザル仕様書

1 業務名称

令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段（モビリティ）導入にかかる
調査検討及び実証実験業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 委託上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行場所

山口市阿知須 地内

5 本業務の内容

(1) 計画準備

(2) モビリティサービス導入のための調査

- ・他の導入事例の収集
- ・公園の今後のあり方を見据えた将来ニーズの分析
- ・関係法令等の整理

(3) 公園の今後のあり方を見据えたモビリティサービスの導入検討

- ・導入ルート案の検討
- ・モビリティの選定に向けたメーカー等へのヒアリング調査の実施
- ・モビリティ導入に伴う管理運営に関する検討

(4) モビリティ実証実験の企画・実施

- ・実証実験の企画立案、モビリティの調達
- ・安全対策の検討
- ・広報計画の立案
- ・アンケート調査計画の立案
- ・実証実験の実施、運営補助（2023年10～12月、土日含む2週間程度）

(5) 実証実験によるモビリティサービスの評価・方向性の検討

- ・モビリティの利便性や安全性、社会的受容性の評価検証
- ・モビリティサービス導入に向けた方向性の検討

(6) 打合せ協議

・初回・中間・完了の3回

(7) 報告書作成

6 委託条件

(1) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県に申し出ること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめたプロジェクト実施計画書（任意様式）を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

委託料の対象となる経費は、直接業務履行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、賃借料、印刷製本費、光熱水費などであり、その他一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

パソコンのように汎用性が高い物品および耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上となる物品の購入費用、業務委託期間外の賃借料に関しては、委託料の対象外とする。

(4) 経理処理

受託者は本業務に係る経理処理について、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。

7 業務の成果物

(1) 業務完了報告書

成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

(2) 成果物は電子データ（Word、Excel、PowerPoint等）で提出すること。

(3) 委託料の支払いは、受託者が業務完了報告書を提出し、県が請求された委託経費内訳の額を項番6(4)に記した証拠書類に基づき確認した後となる予定。